

9 交通機関の料金割引・助成等

1 JR旅客運賃割引制度

(1) JR列車に乗る場合

区 分	対 象 者		対 象 範 囲	割 引 率
1. 普 通 乗 車 券	第 1 種	① 介護者と乗車する 場合	・キロ数に関係なく、対象 ・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割引
		② 単独で乗車する場合	・片道101km以上の場合のみ対象	本人のみ 5 割引
	第 2 種	本人のみ対象	・片道101km以上の場合のみ対象	
2. 特 急 券 指 定 席 券	割引対象となりません		「ジパング倶楽部」に入会した場合 のみ、割引の対象 年齢制限あり（P 4 5 参照）	
3. 定 期 券	第 1 種	① 介護者と乗車する 場合	・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割引
		② 12歳未満の第1種 身体障害児が介護者 と乗車する場合	・介護者のみ対象 (介護者が通学定期の資格者であっ ても通勤定期) ・小児定期券の割引なし	介護者のみ 5 割引
		③ 単独で乗車する場合	・割引対象となりません	
	第 2 種	① 12歳未満の第2種 身体障害児が介護者 と乗車する場合	・介護者のみ対象 (介護者が通学定期の資格者であっ ても通勤定期) ・小児定期券の割引なし	介護者のみ 5 割引
		② 上記以外の場合	・割引対象となりません	
4. 回 数 券	第 1 種	① 介護者と乗車する 場合	・本人、介護者とも対象	本人・介護者 5 割引
5. 手 続 方 法	第 1 種	① 乗車券の場合	窓口での購入が基本ですが、混雑等している場合は 券売機で小児用乗車券を購入し、改札口で身体障害 者手帳を提示してください。	
		② 上記①以外の場合	きっぷを購入の際、駅の窓口へ身体障害者手帳を提 示してください	
	第 2 種	きっぷを購入の際、駅の窓口へ身体障害者手帳を提示してください。		
6. 問 合 先	JR帯広駅 ～ 西2条南12丁目 ☎23-8176			

※ 私鉄列車に乗る場合の割引制度については、各私鉄に直接お問い合わせください。

2 バスの運賃割引

区分	バス会社	対象者	割引率	
			本人	介護者
普通運賃	十勝バス 北海道拓殖バス	・身体障害者手帳の所持者全員が対象 ※本人確認のため、顔写真が確認できる手帳のみ有効です。	5割引	第1種の介護者のみ 5割引
	料金の支払方法	・バスから降りる時に身体障害者手帳を運転手に見せてから、運賃の半額を支払ってください。(10円未満切り上げ)		
定期券	十勝バス 北海道拓殖バス	・大人(中学生以上) (小児には割引なし)	3割引	第1種の介護者のみ 3割引
	購入方法	・購入窓口へ身体障害者手帳を提示してください。		
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・十勝バス ～ ☎37-6500 ・北海道拓殖バス ～ ☎31-8811 ※一部都市間バスでも適用されますが、バス会社によって取り扱いが異なりますので、不明な点は各バス会社へお問い合わせください。			

3 訓練等に通うための交通費の助成(帯広市独自)～身体障害者関係分

身体障害者(児)の方々が、訓練等に通うための交通費の一部を助成しています。

1. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けている帯広市在住の方 ② 生活保護を受けていない方 ※ただし、他市町村の援護を受けている方は除く
2. 助成内容	施設等まで通うために実際に利用している交通機関の交通費相当分 <ul style="list-style-type: none"> ① 路線バス利用の場合、路線バス運賃分 ② 自家用車利用の場合、燃料代相当分
3. 対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活介護の事業所 ② 就労継続支援B型の事業所 ③ 地域活動支援センター ④ 児童発達支援の事業所 ⑤ 放課後デイサービスの事業所
4. 申請先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148

4 タクシー料金の助成（帯広市独自）～身体障害者関係分

重度の身体障害者（児）の方が、日常生活で容易に移動することができるようタクシー料金の一部を助成しています。

1. 対象者	市内に住所を有し、居住している在宅の方で、次のいずれかに該当する方。 (1) 下肢障害者（児） 1～2級 (2) 体幹機能障害者（児） 1～2級 (3) 視覚障害者（児） 1級 (4) 心臓・肝臓・呼吸器・腎臓・膀胱・直腸・小腸 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害者（児） 1級 (5) 肢体不自由者（児）1・2級で、下肢障害者（児）3級、4級又は体幹機能障害者（児）3級で、かつ上肢に障害を有する者 (6) 要介護3以上の介護保険認定者 (7) 重症の難病患者
2. 申請方法	毎年3月下旬に資格該当者に案内しますので、返信用封筒にて申請してください。 ※年度の途中で新たに対象者となった方は、その都度ご案内します。 ※「1. 対象者」の(7)の方は、下記「7. 問合せ先」へご相談ください。
3. 利用できるタクシー	・帯広市ハイヤー協同組合加入事業者 ・道路運送法の許可を受けた有償運送事業者
4. 助成内容	1枚200円券を60枚（月5枚×12ヶ月分）を限度に助成します。 なお、年度の途中で申請した場合には、月割りとなります。
5. 使用方法	運賃支払時に手帳等を掲示し、タクシー券を乗務員に渡して下さい。 運賃の差額は現金で乗務員に支払ってください。
6. 制限	次のいずれかに該当する方は、対象となりません。 ① 病院に入院している方 ② 施設に入所している方（グループホーム・下宿等の入居者は該当します。） ③ 市内に居住していない方
7. 問合せ先	(市) 障害福祉課 市役所1階 ☎65-4148
8. 申請先	帯広身体障害者福祉協会 ～ 公園東町3丁目9-1 グリーンプラザ内 ☎23-0050

5 タクシー料金の割引～身体障害者関係分

タクシー料金が1割引となります。乗車した時に、必ず運転手に手帳を提示してください。
 ※タクシー事業者の努力による、社会貢献活動です。

1. 対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方
2. 割引率	1割引（10%）（距離制、時間制、観光ルート別運賃に適用）
3. 割引区間	身体障害者が乗車した区間
4. その他	駐車料金、高速料金などは割引となりません。
5. 手続方法	乗車時、運転手への手帳の提示が必要です。

6 有料道路（高速道路等）通行料金の割引

事前に申請手続きを行い、高速道路などを通行する時、通行料金の半額割引（端数切上）を受けることができます。

自動車の範囲	(1) 障害者が運転又は同乗する車両（ETC利用登録は一台まで） (2) 自動車の種類 ～ 自動車検査証の「用途」欄に記載されている種類(一部条件有り) ・「乗用」（軽自動車も対象）・「貨物」・「特種」・「二輪」（125cc超） ※法人名義や事業用は対象となりません。	
区 分	第 1 種	第 2 種
1. 運 転 者	身体障害者本人以外による運転 （本人の運転の場合も割引適用）	身体障害者本人の運転のみ
2. 自動車の所有者 車検証の 「所有者の名称」欄 の記載 ※個人名義に限定	① 本人、又は本人の親族等 ② ①の者が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している者 ③ ローン購入において所有権が留保されている場合、「使用者の名称」欄が①②になっていれば割引対象	① 本人、又は本人の親族等 ② ローン購入において所有権が留保されている場合、「使用者の名称」欄が①になっていれば割引対象
3. 利用手順 身体障害者手帳 への記載 （P 1 3 参照）	(1) 申請手続きを行い、身体障害者手帳に有料道路割引の対象であることを示すシールの貼り付けを受けます。 (2) 有料道路利用時に、料金所で手帳を提示し、記載事項等の確認を受けます。 ETCを利用する場合は、ETCゲートを通過します。	
4. 有効期間、 更新等	(1) 障害者割引には有効期間があります。 (2) 更新の申請は、有効期限の2カ月前から手続きできます。 (3) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行ってください。 (4) 必ず障害者本人が乗車し、身体障害者手帳は携行してください。	
5. 持参するもの	① 身体障害者手帳 ② 車検証 ③ 運転免許証（障害者本人が運転する場合） ※ETCを利用する場合は、上記の他に ④ ETCカード（18歳以上の方は、カードの名義は本人に限る） ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ↓ ※渡された封筒に、発行された「ETC利用対象者証明書」を入れ郵送します。 2週間ほどで利用可能となる日が通知されます。 ※マイナンバーカードを用いたオンライン申請（ETC限定）も可能です。 申請用ウェブサイト： https://www.expressway-discount.jp	
6. 申 請 先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147	
7. 問 合 先	NEXCO東日本ETC割引登録係 ～ ☎045-477-1233	

7 航空運賃の割引

12歳以上の身体障害者が、定期航空路線の国内線を利用する場合に割引されます。
身体障害者本人、介護者は、ともに12歳以上であることが条件となります。（12歳未満は小児運賃が適用されます。）

割引を利用される場合は、**事前に各航空会社にお問い合わせください。**

8 フェリーの旅客運賃割引

1. 1等・2等 旅客運賃	第1種	介護者とともに乗船する場合	本人・介護者 5割引
	第2種	単独で乗船する場合（101km以上に限る）	本人のみ・5割引
2. 手続方法	乗船券販売窓口へ、身体障害者手帳を提示して申請してください。 （フェリー会社によって割引内容が異なる場合がありますので、必ず窓口で確認してください。）		